

クレジットカード導入に係る
情報提供依頼（R F I）

令和 7 年 9 月 1 9 日

藤沢市

目次

1	概要	1
1-1	情報提供依頼（R F I）の目的	1
1-2	クレジットカード運用開始時期	1
2	情報提供をお願いする事項	1
2-1	費用	1
2-2	部署毎のカード番号発行	1
2-3	カード利用限度額及びカード利用枠	2
2-4	カード発行手続き	2
2-5	カード解約手続き	2
2-6	カード利用内容の確認方法	2
2-7	カード引き落としが出来なかった場合の取り扱い	2
2-8	不正利用防止対策	2
2-9	自治体への導入実績	2
2-10	その他提案事項	2
3	回答方法	2
4	事業者の選定について	2
5	特記事項	3
6	R F I の提出について	3
6-1	R F I 提出期限	3
6-2	R F I 提出方法	3
7	質疑	3
8	資料の提出先及び連絡先	3

1 概要

1-1 情報提供依頼（RFI）の目的

当市におけるタクシー利用については、当市が発行するタクシー券を用い、後日タクシー会社からの請求に基づき支払いを行ってきました。しかしながら、複数の事業者ごとに請求・支払い事務を個別に処理する必要があり、事務処理が煩雑となっており、また、ペーパーレス化の遅れといった課題が生じております。

このため、タクシー利用に係る決済方法としてクレジットカードを導入し、事務処理の効率化、ペーパーレス化の推進、会計事務の簡素化を図ることを検討しております。

つきましては、クレジットカード事業者各位から、費用、利用条件、導入にあたっての留意点、提供可能なサービス内容等について幅広く情報提供をいただき、今後の制度設計および調達方針の検討に資することを目的として、本RFIを実施するものです。

1-2 クレジットカード運用開始時期

《想定スケジュール》

・本RFI開始	2025年（令和7年）10月 6日（月）
・本RFI締切	2025年（令和7年）10月20日（月）
・導入カード会社決定	2025年（令和7年）11月 初旬
・利用申し込み手続き開始	2025年（令和7年）12月 下旬
・運用開始	2026年（令和8年） 4月 1日（水）

2 情報提供をお願いする事項

2-1 費用

年会費等、当市が貴社からクレジットカードを導入した場合に生じる費用をお教えてください。費用は、イニシャルコストとランニングコストに分けてお答えください。

2-2 部署毎のカード番号発行

部署毎のカード発行の可否及び発行可能枚数の上限、発行したカード番号の管理に関することについてお教えてください。

2-3 カード利用限度額及びカード利用枠

当市全体及び部署毎のカード利用限度額や、カード利用枠がリセットされるタイミング等についてお教えてください。

2-4 カード発行手続き

カード発行手続きの内容、及び手続きに要する概ねの期間をお教えてください。

2-5 カード解約手続き

カード解約手続きの内容、手続きに要する概ねの期間、解約手数料をお教えてください。

2-6 カード解約手続き

カード利用内容の詳細の確認方法や、部署毎で確認ができるのか、確認ができるタイミング等についてお教えてください。

2-7 カード引き落としが出来なかった場合の取り扱い

万が一、利用分支払いができなかった場合の債務者側の対応策、及び支払遅延金の考え方についてお教えてください。

2-8 不正利用防止対策

カード利用組織内及び外部からの不正利用防止のための機能などについてお教えてください。

2-9 自治体への導入実績

貴社の地方自治体に対する導入実績をお教えてください。(本RFI提出時点における契約済み自治体数と主な導入事例)

2-10 その他提案事項

その他、貴社からサービス内容等について提案がございましたら、情報をご提供ください。(任意様式)

3 回答方法

「2 情報提供をお願いする事項」に記載の各項目について、別紙の「RFI回答票」によりご回答ください。なお、任意様式での追加提案を可とします。任意様式への回答については、以下の形式で簡潔に作成ください。

- ① A4 (縦・横双方可。図表については、A3も可。) 横書き10ポイント以上のフォント
- ② 「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」、「Microsoft PowerPoint」等で読み込み及び編集が可能な形式

4 事業者の選定について

クレジットカード調達先については、本RFIの結果を踏まえて、費用面や運用面等を総合的に判断して検討したいと考えています。

5 特記事項

- ① ご提供いただいた情報については市の関係者のみが閲覧できることとし、貴社に断りなく、関係者以外に提供しません。
- ② ご提供いただいた資料は返却しません。
- ③ ご提供いただいた情報に関して、後日改めてご説明をお願いする場合があります。
- ④ 本 R F I においてご提出いただいた資料は、当市のクレジットカード調達先の検討材料とさせていただきます。
- ⑤ 本 R F I に際して、費用が発生する場合は、貴社にてご負担ください。

6 R F I の提出について

6-1 R F I 提出期限

2025 年（令和 7 年）10 月 20 日（月）午後 5 時

6-2 R F I 提出方法

電子データにてご提出ください。電子データについては必ず最新のウイルスパターンファイルによるウイルスチェックを行ったうえで、ZIP 形式にて圧縮する際にパスワードを付与してください。なお、ファイル本体にはパスワードをかけないでください。また、電子データは電子メールでお送りください。

7 質疑

ご質問がある場合には、2025 年（令和 7 年）9 月 26 日（金）午後 5 時までに「8 資料の提出先及び連絡先」に記載のアドレスに「質問書」を送付してください。いただいた質問の回答につきましては、集約したうえで、2025 年（令和 7 年）10 月 3 日（金）午後 5 時までにホームページにて公開します。

8 資料の提出先及び連絡先

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町 1-1
藤沢市役所 財務部 管財課
担当：齋藤
E-mail: fj3-kanzai@city.fujisawa.lg.jp
電話：0466-50-3513（直通）

以 上